

造船技術者社会人教育センター規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本センターは、「造船技術者社会人教育センター」(以下「本センター」という)と称する。

(事務所)

第2条 本センターの事務所は社団法人日本造船工業会内に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本センターは、我が国造船業における若手技術者の技術力向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 社会人教育事業

(2) その他本センターの目的を達成するために必要な教育事業

第3章 構 成

(構 成)

第5条 本センターは、次の3団体にて構成する。

(1) 社団法人日本造船工業会

(2) 社団法人日本中小型造船工業会

(3) 公益社団法人日本船舶海洋工学会

2. 3団体は、本センターに対し指定代表者1名を届け出る。

第4章 役 員

(定数及び選任)

第6条 本センターに、センター長1名、監事2名を置く。

2. センター長および監事は総会においてこれを選任する。

3. 欠員が生じた時は、総会にて後任を選任又は承認する。

(職 務)

第7条 センター長は、本センターを代表し、その業務を統括する。

2. 監事は本センターの会計を監査する。

(任 期)

第8条 センター長および監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の途中に於いて欠員が生じた時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 運 営

(種 別)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権 能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第11条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 総会構成員から召集の請求があったとき。

(2) 運営委員会から要請があり、センター長が必要と認めたとき。

(招集)

第12条 総会は、センター長が召集する。

(議長)

第13条 総会は、センター長が議長を務める。

(定足数)

第14条 総会は、総会構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議)

第16条 総会は、次の項目を審議する。

(1) 事業活動に関する事項

(2) 事業計画に係わる収支の予算、決算に関する事項

(3) 役員の選任

(4) 規約の制定並びに変更

(5) その他の重要事項

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第17条 総会で決議された事項を円滑に執行するため、運営委員会を設ける。

(運営委員会の構成)

第18条 運営委員会は、センター長が委嘱した者をもって構成する。

2. 委員長はセンター長が指名し、これを委嘱する。

(運営委員会の権能)

第19条 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 社会人教育事業の執行に関する事項

(2) 総会に付議する決議

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第20条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局は、(社)日本造船工業会技術部に委嘱する。

3. 事務局長はセンター長が指名し、これを委嘱する。

4. 事務局長は、事務局の事務処理に関し、必要に応じて運営委員会に諮り指示を求める。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第21条 本センターの事業費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第 2 2 条 本センターの財産は、事務局長が管理する。

(経費の支弁)

第 2 3 条 本センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 2 4 条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算は事務局長が作成し、総会において出席者の過半数の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 2 5 条 本センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事務局長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表として作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の過半数の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 2 6 条 本センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

(規約の変更)

第 2 7 条 この規約は、総会において総会構成員全員の賛同を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 2 8 条 本センターは、総会構成員全員の賛同が得られれば解散することができる。

(残余財産の処分)

第 2 9 条 本センターの解散のときに有する残余財産の処分は、総会の議決による。

2 . 前項は、総会構成員全員の賛同を得なければならない。

第 1 0 章 補 足

(委 任)

第 3 0 条 この規約に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項は、センター長が定め、若しくは決するところによる。

付 則 この規約は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 4 月 5 日 一部修正